



防止に大きく関係するとともに、国際的にも重要な意義を有するものであることから、次の改正要旨に十分留意のうえ、その施行に万全を期されたく、命により通知する。

記

第1 麻薬取締法の改正

1. 題名及び目的

この法律の題名を「麻薬及び向精神薬取締法」に改めるとともに、法律の目的に向精神薬について必要な取締りを行うことを加え、今回の改正の趣旨を明確にしたこと。

2. 取締りの対象となる向精神薬

取締りの対象となる向精神薬として、10種類の物質を定めるとともに、これらと同様の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物についても、向精神薬として政令で定め

ることとしたこと。

(以下略)

病院薬学会設立総会開催

かねてより設立準備委員会により設立準備を進めていた病院薬学会は、平成2年6月28日、東京南青山・はあといん乃木坂において設立総会を開催。定款案の審議、評議員の選出、理事の委嘱さらに初代会長に高橋則行氏、副会長に金久保好男氏を選出し、会員の募集を行うことおよび7月7日、関東ブロック学術大会にあわせて「日本病院薬学会設立記念講演会」を開催することなどを可決採択した。

発展期

平成3年、本会は、昭和46年7月15日社団法人日本病院薬剤師会として発足して以来早くも20年を迎え、社団法人化二十周年記念式典を挙行。一方、前年に発足した病院薬学会は第1回の年会を開催し、日病薬が設立した学会として歩みはじめた。平成4年に公布された改正医療法第1条には、医療の担い手として医師、歯科医師とともに薬剤師も明記され、平成5年にはFIP'93東京の病院薬剤師分科会の開催を担当し、国際交流にも大いに貢献した。一方、会員数もこの5年間で約6,000名が増加し、平成6年末には初めて30,000名の大台を超え、大いに発展した時期であった。

平成3年

平成2年度第2回地方連絡協議会開催

2月22日、東京九段・アルカディア市ヶ谷において平成2年度第2回地方連絡協議会を開催。第二次医療法改正について高橋則行会長より、「今回の改正は特定機能病院と療養型病床群の2つを類型化のなかに取り入れていくことが主な改正点である。そのなかで特定機能病院における薬剤師配置基準については、今後、薬剤師の病棟活動の発展を考えて、調剤数だけでなく入院患者数を基準とした薬剤師数の算定を要望していく予定である」と説明があった。また、麻薬取締法から麻薬および向精神薬取締法に改正されたことによる向精神薬の取り扱いについて「向精神薬等取扱いに関する病院・診療所薬局の自主管理マニュアル」を改訂し対応していくことになった。特にペンタゾシン注射薬、ブプレノルフィン注射薬については盗難事件が多発しているためその取り扱い管理については配慮し、病院診療所勤務薬剤師として向精神薬の乱用防止に協力していくことになった。

第21回通常代議員会開催

4月20日、東京南青山・はあといん乃木坂において第21回通常代議員会を開催。冒頭の会長演述において高橋則行会長は、「目前に迫った第二次医療法改正にあたり、第1条に薬剤師に関する記載がないことに関して、日薬はこれを明記するよう要望していく。また日病薬としては特定機能病院の薬剤業務のあり方およびそれに対する薬剤師人員配置に触れ、現在進展しつつある医薬分業によって調剤数80に薬剤師の算定基準では病院薬剤師が大きく減ってしまうことが危惧されるので、入院患者数あるいは病床数に比例した算定基準を要望する。この問題は、その次の一般病院の人員配置基準に大きく影響する問題であり、慎重に取り組む必要がある。昨年、設立した病院薬学会については会員数は1,350名、年会の演題数は110題の応募があり、当初の予想を超える規模になっており、喜ばしい限りである」と挨拶した。

会費値上げに関して、日本薬学会長井記念館の改築に伴う賃借料の大幅値上げ等もあり、収支率は101.7%と支出が収入を上回り、会員数増による増収も限界がみえてきたことから2,000円値上げして8,000円とすることで承

認された。

平成3年度第1回地方連絡協議会・第21回通常総会開催

6月21日、東京南青山・はあといん乃木坂において平成3年度第1回地方連絡協議会を開催。病院薬学会第1回年会長を務める金久保好男副会長より、「第1回年会の参加予約申込は現在380名であるが多数の参加を期待すること、またディスカッションを活発にしたいのでその分野に詳しい方に座長をお願いしたこと」などが報告された。第二次医療法改正に関しては高橋則行会長より、「特定機能病院はその性格上、薬剤部でも24時間体制を考える必要があること、また病床数に比例した薬剤師人員配置の算定基準を要望していきたい」と報告があった。

同日、同会場において第21回通常総会を開催。

日本病院薬学会第1回年会・通常総会開催

平成2年6月に発足した日本病院薬学会は、金久保好男氏を第1回年会組織委員長として開催準備に取り組んでいたが、7月20、21日の2日間にわたり、東京九段・九段会館において第1回年会を開催。年会は、シンポジウム「21世紀の薬物療法」をはじめ一般演題口頭発表44題、ポスター発表40題の報告が行われた。総会では平成3年4月15日現在、正会員数1,350名で900万円の入金があったこと、また雑誌の英文名称を“Japanese Journal of Hospital Pharmacy”とすることなどについて審議し決定した。(日本医療薬学会の歴史、平成3年、第1回年会・総会開催の項参照)



7月20日、東京九段・九段会館において日本病院薬学会第1回年会を開催

事務局移転

かねてより改築中であった薬学会館は、平成3年6月末日、地上8階、地下2階のビル日本薬学会長井記念館として落成した。この落成に伴い、7月11日、日病薬事務局は三貴ビルの仮事務所から同館の3階の304号室に



7月に落成した日本薬学会長井記念館新館



事務局は3階に移転。当時の事務局内部の様子

移転した。

平成3年度第2回地方連絡協議会・法人化二十周年記念式典開催

11月1日、東京新宿・京王プラザホテルのあけぼのの間において平成3年度第2回地方連絡協議会を開催。また、同日、同会場において日病薬社団法人化二十周年記念式典および祝賀会を開催した。高橋則行会長は、「日病薬が法人化された当時は会員数約9,000名であったものが、現在26,000名と20年間で3倍の規模に成長している。しかし、その間の歩みは決して平坦なものではなかったし、今後も発展し続けるには監督官庁をはじめ関連団体や周辺の指導と支援を仰がなければならない」と挨拶した。来賓としては、厚生省大臣官房審議官市川和孝氏、高木敬次郎日薬会長、石井道子参議院議員、網岡雄衆議院議員からそれぞれ祝辞を賜った。一方、永年にわたり



11月1日、東京新宿・京王プラザホテルにおいて法人化二十周年記念式典を開催。報道4社に感謝状を贈る

報道および出版を通して、本会の発展に功績のあった(株)薬事新報社、(株)薬事日報社、(株)薬業時報社、(株)医薬ジャーナル社に対して感謝状と目録を贈呈した。

平成4年

平成3年度第3回地方連絡協議会開催

2月21日、東京渋谷・日本薬学会会長井記念館長井記念ホールにおいて平成3年度第3回地方連絡協議会を開催。今回の診療報酬改定により、入院調剤技術基本料は200点から400点へと2倍に引き上げられ、施設基準は200床以上から100床以上へと大幅に緩和され、病院薬剤師の病棟業務の取り組みに一層拍車がかかったこと、また医療法改正に伴う特定機能病院の薬剤師人員配置の算定基準については、目下医薬分業が進展しつつある状況下では調剤数あるいは病床数のいずれをとるにしても現状に合わない面があり、その双方を取り入れた算定基準を検討せざるを得ないと報告があった。

第22回通常代議員会開催

4月18日、東京渋谷・日本薬学会会長井記念館長井記念ホールにおいて第22回通常代議員会を開催。冒頭の高橋則行会長の演述では、「薬剤師は生涯研修を必要とする職種であり、それに対応していくために日病薬は常置委員会の組織を改革し、事務局の機能を強化させなければならない、今年度はそれに取り組みたい」と述べた。また、来賓として本会顧問でもある、日薬高木敬次郎会長、石井道子参議院議員、網岡雄衆議院議員より祝辞を賜った。その後役員改選に移り、会長高橋氏(再選)、副会長北澤式文氏、中島新一郎氏、吉成昌郎氏、監事鹿江正夫氏(再選)、木村繁之氏が選出された。

平成4年度第1回地方連絡協議会・第22回通常総会開催

6月12日、東京南青山・はあといん乃木坂において平

成4年度第1回地方連絡協議会を開催。厚生省健康政策局池谷壮一課長補佐より、医療法の改正の展望について講演があった。池谷氏は講演のなかで、「国会での医療法の審議のなかで、医療の担い手として医師だけが記載されているが、薬剤師も当然記載されるべきであると薬剤師連盟の議員の方々が主張され記載される見通しであるが、薬剤師も医療の担い手として明記されるからには、医師、歯科医師と同列に医療に対する責任を負うことになる。喜ぶ前にその対応を早急に立てる必要がある」と述べた。

同日、同会場において第22回通常総会を開催。

改正医療法公布・薬剤師は医療の担い手

かねてより審議中であった医療法が改正され7月1日、公布された。その第1条に[医療提供の理念]として「医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき…」と薬剤師も医療の担い手として明記された。先の第一次医療法改正時に、地域医療のなかに薬局薬剤師が明記されたにもかかわらず、第二次の改正案に薬剤師が記載されていないことに対して、日薬は全力を挙げてこの問題に取り組み、さらに石井道子参議院議員、網岡雄衆議院議員をはじめとする薬剤師連盟議員の活躍によって初めて実現したものであり、薬剤師も医療の担い手として医療法に明記されることになった歴史的な出来事であった。

今回の改正の要点は、主として高度の医療を提供する特定機能病院と主として長期入院患者のケアを行う療養型病床群の新設のように、医療施設の機能の体系化を目指したものである。特定機能病院は病院からの申請により、厚生大臣が承認する制度であり、大学附属病院等、全国に82施設が承認された。特定機能病院の施設基準のなかには、薬剤部の機能に関しても重要視され医薬品情報管理室の設置が義務付けられ、さらに薬剤師の人員配置数についても、従来の調剤数80に薬剤師1という、調剤業務のみが算定基準の対象とされていたものが、入院患者30名に1および調剤数80に1と初めて入院患者数が算定基準として盛り込まれた。新医療法は平成5年4月1日より施行される。

平成5年

平成4年度第2回地方連絡協議会開催

2月26日、東京九段・アルカディア市ヶ谷において平成4年度第2回地方連絡協議会を開催。中小病院委員会は入院調剤技術基本料算定施設として承認を得た病院を全国の都道府県地方連絡委員会委員を通じて調査した結果、同年2月19日現在、全国で489施設であったと報告した。また、医療法の改正に伴い薬剤師も医療の担い手と

して明記されたことを受けて、薬剤師の質的向上の方策として、生涯研修制度についての検討が進められていること、またFIP'93東京大会が同年9月6～10日まで開催されるため、そのなかの病院薬剤師分科会を担当することになり、準備を進めていることなどについて報告があった。さらに第三次医療法改正による一般病院の薬剤師配置基準に対処するために、6月頃を目途に病院薬局の基本的な実態調査を行う計画であり、是非協力をお願いしたいと要望があった。

第23回通常代議員会開催

4月17日、東京渋谷・日本薬学会長井記念館長井記念ホールにおいて第23回通常代議員会を開催。その報告事項のなかで今回の医療法改正に伴う特定機能病院における薬剤師の配置基準の設定について、特定機能病院として予定されている病院について調査したところ、現在の配置基準80調剤に薬剤師1の基準を満たしている大学病院は半分もないこと、入院患者数を算定基準として現状をみると、私立医科大学病院は20.1名に薬剤師1、公立大学病院では20.2名に1、国立大学では27.7名に1の結果であった。厚生省健康政策局からは入院患者40名に1という原案が提示されたが、それでは私立大学病院の薬剤師は半数に減らされることから、30名に1となったこと等が報告された。

21世紀の医薬品のあり方に関する懇談会報告

厚生省薬務局長は、21世紀の医薬品や薬務行政のあり方について、幅広い立場から検討するために各方面の有識者を集め、平成4年10月、「21世紀の医薬品のあり方に関する懇談会」を設置した。懇談会は平成5年2月、「良い薬を早く患者の手に」をサブテーマとして中間報告を行い、同年5月、「医薬品の適正使用の推進」をテーマに最終報告を行った。

ちなみに、医薬品の適正使用について、報告書では次のように定義している。

「医薬品の適正使用とは、まず、的確な診断に基づき患者の症状にかなった最適の薬剤、剤形と適切な用法・用量が決定され、これに基づき調剤されること、次いで患者に薬剤についての説明が十分理解され、正確に使用された後、その効果や副作用が評価され、処方にフィードバックされるという一連のサイクルである。」

報告書ではその具体的方策として次のような事項を掲げている。

- (1) 医薬品情報の収集および提供システムの充実
- (2) 医療現場における医薬品適正使用の推進
- (3) 医薬分業の推進
- (4) 不適正な医薬品使用を助長する顕在的インセンティブ

の排除

- (5) 医療関係者の教育および研修の充実と研究の推進

以後、この報告に基づき薬事行政、薬事関連法律の改正等が行われ、病院薬剤師の業務のあり方についても「医薬品の適正使用の推進」が基本方針となって動いていくことになった。

平成5年度第1回地方連絡協議会・第23回通常総会開催

6月18日、東京南青山・はあといん乃木坂において平成5年度第1回地方連絡協議会を開催。日病薬が当面する問題について、薬剤師国家試験制度の改善について日病薬からも2名の委員が出て取り組んでいること、看護業務検討会報告によると薬剤師との連携業務に関して、入院調剤技術基本料の承認施設では注射剤の混合、内服薬の患者個人ごとの取り揃え、医薬品管理などが行われており実施施設と実施されていない施設間で薬剤業務に関して質的格差が生じていることから、薬剤師による病棟業務が早急に普及することを期待するとの意見があることなどについて協議が行われた。また、日本薬剤師連盟境野雅憲会長より、本会顧問でもある石井道子参議院議員の選挙に備えて全国に薬剤師後援会を立ち上げるにあたり、病薬への協力要請があった。同日、同会場において第23回通常総会を開催。

第52回国際薬剤師・薬学会議（FIP'93東京）開催

国際薬剤師・薬学会議は、国際薬学（薬剤師）連合（Fédération Internationale Pharmaceutique）が毎年開催しているもので、今回アジアで初めて9月6～10日に東京で開催された。今回の会議は、薬学の進歩と薬物療法を包括して、12のシンポジウムと講演3題と薬剤師職能別の10の分科会が開催された。参加者は世界各国から1,500名と開催国日本から1,000名の参加を合わせて2,500名に上った。9月6日の開会式には常陸宮、同妃殿



9月6～10日、東京において国際薬剤師・薬学会議（FIP'93）を開催。病院薬剤師分科会で挨拶するPresidentのC. D. Lyons氏



病院薬剤師分科会のDinner partyのレセプションで餅つきに興ずるC. D. Lyons氏



国際色豊かなディナー会場風景

下のご来臨を仰ぎ盛大に行われた。日病薬では、病院薬剤師分科会の評議員を招待し、日病薬役員との歓迎昼食会を開き、分科会のスケジュールについて説明した。病院薬剤師分科会のシンポジウムは、①経済的制約の病院薬剤師業務への影響、②院内無菌製剤の製剤法と取り扱い、③東洋における病院薬局、④薬物療法・病院薬剤師の役割の4テーマで行われた。この他39題のポスター発表と7題の講演発表が行われた。9日夜には、病院薬剤師分科会の晩餐会が東京目白・椿山荘で催され、参加した日病薬会員にとってもまたとない国際親善の場となった。

ソリブジンと5-FUの相互作用により死亡例14名

10月13日、毎日新聞朝刊に「抗ガン剤5-FUを投与されている患者に帯状疱疹治療剤のソリブジン投与した患者のうち、この1年間で14名の死亡例がある。厚生省では医師が添付文書の記載に気付かなかったか、あるいは問診が徹底していなかったことが原因」と報道。これが発端となって様々の制度の見直しが実施されることになった。まず、厚生省は発売元である日本商事に対し、緊急安全性情報を医療機関に配付するように指示、同時にソリブジンの出荷停止を指示。また、厚生省は新薬の審

査過程を公表に踏み切ることを発表。また添付文書に相互作用の記載はあっても文末に近い箇所にさりげなく記載されているだけであり、到底医師の注意を喚起するには十分とは言えないことから、添付文書の記載要領の見直しを薬務局長通知として指導に乗り出した。この問題の改善を図るため、添付文書見直し研究班が編成され、添付文書の記載要領が大きく変更されることになった。

一方、発売元の日本商事では、同社社員175名が最初の死亡例が報告された直後、同社株を売却していたことが判明し、インサイダー取引容疑で捜査されているという事件も付随している。

このような相互作用に関して薬剤師はどうしていたのか、日病薬で事前に相互作用に気付いて医師に報告した例があれば報告するように各病薬会長宛に連絡した結果、広島県病薬の会員が胃ガン患者にソリブジンが処方されていることに気付いて照会したところ5-FUを服用している事実が判明し、使用中止になったという事例が1件報告された。日病薬では、このような相互作用による被害防止は、薬剤師の重要な役割と受け止め、相互作用のある医薬品のチェックを徹底するよう会員に呼びかけることになった。

平成6年

平成5年度第2回地方連絡協議会開催

2月25日、東京湯島・池之端文化センターにおいて平成5年度第2回地方連絡協議会を開催。平成6年4月より、日病薬生涯研修認定制度を発足させること、また定款を変更して専任会長制を採用入れること、薬剤師国家試験制度検討委員会中間報告を受けた薬剤師養成教育のなかに最低6ヵ月の実務実習を義務付けることから、受け入れ体制の調査を実施したこと、また石井道子後援会を設立することなどについて協議が行われた。

入院調剤技術基本料は薬剤管理指導料へ変更

今回の診療報酬改定により、従来投薬の項に属していた入院調剤技術基本料は、入院患者に対する指導料の項に移行し、薬剤管理指導料として600点に引き上げられることになった。これは従来の入院調剤技術基本料算定要件にかかわる業務が投薬と調剤という限られた範囲の業務ではなく、入院患者に対して行われる薬物療法全体にかかわる業務として認知されたことによるものである。同時に従来、100点業務、200点業務とその点数によって表現されていた名称は、これを機会に薬剤管理指導業務と表現するようになった。

ファーマシューティカルケアの普及

薬剤管理指導業務が次第に普及していくなか、多くの

ことが試みられてきているが、そのあり方としてファーマシューティカルケアが取り上げられはじめた。このファーマシューティカルケアは、1989年米国フロリダ大学薬学部のC. Hepler博士とL. M. Strand博士によって提唱されたもので、薬剤師としての行動理念のことをいう。具体的には、1993年の第2回WHO薬剤師の役割に関する会合における定義は次の通りである。

「ファーマシューティカルケアとは、薬剤師の活動の中心に患者の利益を捉える行動哲学である。ファーマシューティカルケアは、患者の保健およびQOLの向上のため、はっきりした治療効果を達成するとの目標をもち、薬物治療を施す際の、薬剤師の姿勢、行動、関与、倫理、機能、知識、責務並びに技能を充てるものである」

薬剤管理指導業務は、まさにこのファーマシューティカルケアの実践に他ならないものであり、今後の病院薬剤師の活動の中心として捉えられ、さらにはプレアボイド活動へと発展していったのである。

第24回通常代議員会開催

4月16日、東京渋谷・日本薬学会長井記念館長井記念ホールにおいて第24回通常代議員会を開催。高橋則行会長は、冒頭演述で「第三次医療法改正に向けての対応、診療報酬改定による薬剤管理指導料600点への引き上げ、薬学教育改革に向けて実務実習受入体制の整備、本会顧問の石井参議院議員の後援会設立、病院薬局協議会を薬学会より分離し、病院薬学会との同時開催の検討を開始したこと」などについて述べた。また、定款を変更し専任会長制を取り入れる件について議決された。役員改選により、会長齋藤侑也氏、副会長中島新一郎氏（再選）、永田稔氏、吉野清高氏、監事田口重雄氏、石田定廣氏が選出された。

平成6年度第1回地方連絡協議会・第24回通常総会開催

6月17日、東京南青山・はあといん乃木坂において平成6年度第1回地方連絡協議会を開催。齋藤侑也会長は日病薬が当面する問題として、薬剤師国家試験のあり方に関して試験問題240題のうちその半数の120題が病院薬剤師の領域である医療薬学関係の問題となること、第三次医療法改正のなかで一般病院の薬剤師配置数についても審議されると思うが、一般病院、特に中小病院の位置付けなどがまだはっきりしていないこと、診療報酬関係では薬剤管理指導料が届出制度に移行するにあたり、薬剤業務委員会に諮り薬剤管理指導業務の最低基準ともいえるべきガイドラインの作成をお願いしていることなどについて演述した。

同日、同会場において第24回通常総会を開催。

第1回生涯研修認定者都道府県別数

平成6年度より発足した日病薬生涯研修認定制度は、全国会員の関心度が高く、今年度第1回の認定が行われ、認定された薬剤師は下記の通り全国で4,339名であった。

北海道	0	長野	0	岡山	278
青森	25	富山	67	広島	40
岩手	17	石川	74	徳島	0
宮城	0	福井	70	香川	36
秋田	0	静岡	140	愛媛	63
山形	27	岐阜	167	高知	31
福島	112	愛知	515	山口	79
茨城	48	三重	79	福岡	236
栃木	0	滋賀	136	佐賀	24
群馬	99	京都	303	長崎	49
埼玉	67	兵庫	388	大分	35
千葉	186	奈良	124	熊本	0
神奈川	34	和歌山	114	宮崎	0
東京	76	大阪	349	鹿児島	0
山梨	22	鳥取	35	沖縄	25
新潟	81	島根	88	合計	4,339

平成7年

阪神淡路大震災における救援活動

1月17日午前5時46分、淡路島北東沖を震源としたマグニチュード7.2、最大震度7という強烈なエネルギーをもった大地震が阪神淡路地区を襲った。日病薬は、ただちに会員の被災状況、被災地の医療体制の状況等について調査をはじめたが、電話回線はまったく繋がらず状況は把握できなかった。齋藤侑也会長と兵庫県病院薬剤師会奥村勝彦会長の携帯電話がようやく通じて、断片的な被害状況が入ってきた。齋藤会長は現地に急行し、兵庫県病薬奥村会長のバイクに同乗、兵庫県庁に赴き被災見舞いと医療事情の説明を受け、日病薬としてできる限りの協力を約してきた。

厚生省からも日病薬に対して被災地救援のボランティアとして病院薬剤師の派遣の要請があり、ただちに全国にボランティア活動に参加するよう呼びかけ、参加者を募った。全国の会員から個人的に、あるいは医療機関単位で多数のボランティアが集まり、それぞれ被災地に派遣された。

被災地では主に医薬品集積所において医薬品の管理、仕分けに大いに活躍したのであった。医薬品そのものは製薬企業等から多くの寄贈があり不足するということではなかったが、それらを分類しリストアップしなければ実際に使用することはできないのであった。また、医師の指定通りの医薬品がない場合が多く、その同一成分薬あるいは同種同効の代替品をただちに取り出せるのは薬剤師であり、特に注射剤については病院薬剤師の独壇場で



あった。凶らずも災害時における病院薬剤師の存在が不可欠であることが周知されるきっかけになった。

災害時のボランティアは病院薬剤師にとっては初めての経験でもあり、その労苦は想像を絶するものがあった。交通機関は全く機能せず、バイクあるいはタクシーの利用か、あとは徒歩によるしかなかった。救援物資として届けられた医薬品もトラックからやっとの思いで降ろしてみると一般用医薬品で、救急医療にはとうてい使用できないものもあり、またトラックに積み戻すというような作業などで全員へとへとになって救援活動を行ったのである。

ボランティア薬剤師たちは、救急時に必要な医薬品情報の提供、投与計画へのアドバイスなど自分たちの知識と経験が存分に活かされ、求められていることに使命感を燃やし、その労苦を厭うこともなく役割を果たしたのであった。病院薬剤師の救援活動全体としては、日病薬で調査し判明しただけでも、延べ250名の病院薬剤師が、延べ665日間にわたって救援活動を行い、大いに病院薬剤師の存在とその必要性を認識させたのであった。

一方、全国会員から募った義援金は総額13,558,263円に上り、会員のなかで被災した兵庫県病薬80名、大阪府病薬13名、合わせて93名に義援金を贈呈した。

平成6年度第2回地方連絡協議会開催

2月10日、東京南青山・はあといん乃木坂において平成6年度第2回地方連絡協議会を開催。冒頭、齋藤侑也会長より1月17日に起こった阪神淡路大震災に際し、ボランティアを募集したところ、多くの病院薬剤師の方々の参加があり、被災者の医療に大いに貢献いただいたこと、また義援金の募金についてもかなりの額の募金が集まっていることについて感謝の挨拶があった。協議事項としては、発足した日病薬生涯研修認定制度による認定資格のための単位について、地域差によるバラツキがかなりあるので見直しについて意見の交換が行われた。また、厚生省薬務局企画課石井甲一課長補佐による最近の厚生行政について講演があった。

第25回通常代議員会開催

4月15日、東京渋谷・日本薬学会長井記念館長井記念ホールにおいて第25回通常代議員会を開催。冒頭の齋藤侑也会長の演述では、阪神淡路大震災に際し被災された方々へのお見舞いと、多数の会員各位にボランティアとして長期にわたり被災地の救援活動に協力いただいたこと、また全国より多額の義援金が集まったことに対する感謝の挨拶があった。第24回通常代議員会で承認された定款変更案については、届出官庁である厚生省より、修正の提案があり変更せざるを得なかった点に関して議論

があったが、ある程度執行部に一任することで承認された。

定款変更の認可と専任会長制

第24回通常代議員会において可決された定款変更案については、届出官庁である厚生省薬務局総務課との打合せの結果、若干の修正を受け、第25回通常代議員会で承認された。その修正案で5月11日厚生大臣の許可があり、専任会長制が発足することになった。

■主な変更点■

旧

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(3) 医薬品の安全に関する事項

第14条 本会に次の役員をおく

理事20～25名

常任理事5～10名

第16条 会長、副会長および監事は代議員会が正会員のうちから単記無記名投票により選ぶ。

2. 会長、副会長および監事以外の理事は会長が正会員のうちから指名する。

第18条 専務理事は理事会の承認を得てその在任中、報酬を受けられることができる。

新

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(3) 病院診療所における医薬品の適正使用のための指針の作成等に関する事項

第14条 本会に次の役員をおく

理事25～30名

常務理事15名以内

第16条 会長、副会長および監事は代議員会において正会員又は本会の業務に精通した者の中から専任する。

2. 理事(会長、副会長を除く)は、会長が正会員または本会の業務に精通した者の中から指名する。

5. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

第18条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

平成7年度第1回地方連絡協議会・第25回通常総会開催

6月16日、東京南青山・はあといん乃木坂において平成7年度第1回地方連絡協議会を開催。従来より各都道府県病薬からの会費納入に関して、日病薬誌発送数と会費納入額の不一致、また納入時期の遅延等の改善策として、会費納入には会員名簿を添付する。納入時期は9月末日までとし、早期納入の奨励のため7月末日まで納入した病薬に対しては地方交付金を納入額の17%として還元することを取り決めた。日病薬が当面する問題として、薬剤師人員配置の算定基準、診療報酬点数に関して薬剤管理指導料および薬学教育年限の延長等について意見交換が行われた。

同日、同会場において第25回通常総会を開催。

日本病院薬学会の制度改革

7月、日本病院薬学会は総会を開催し定款を変更した。従来、毎年会長を選び年会を開催し、翌年に移るという会長任期1年制であった。この制度では会長は年会を開催することのみに専念し、継続的に学会本体の育成を図ることが困難であり、会員数も伸び悩みやや沈滞気味であったことから定款を改め、年会開催を担当する会長と学会の責任者として会頭をおく制度とし、会頭任期は2年、再選を妨げないことに変更した。これによって病院薬学会は大きく発展していくことになった。(日本医療薬学会の歴史、平成7年、定款変更—会長制から会頭制に、参照)

平成8年

平成7年度第2回地方連絡協議会開催

2月16日、東京渋谷・日本薬学会長井記念館長井記念ホールにおいて平成7年度第2回地方連絡協議会を開催。4月1日より改定される診療報酬点数に関して薬剤管理指導料は現在600点/月のものが、450点×2回/月に改定されたこと、医療法改正に伴う一般病院の薬剤師人員配置算定基準について、病院経営者団体では調剤数100~120に薬剤師1というような要望をしていること、薬系大学院生病院実務実習受入モデル事業について、昭和薬科大学、城西大学薬学部、北里大学薬学部の医療薬学コース専攻大学院生5名を信州大学医学部附属病院薬剤部をはじめ9施設でモデルとして受け入れること、日病薬生涯研修認定制度の認定基準の改定等について協議を行った。

薬剤管理指導料の引き上げ

薬剤管理指導料は、平成8年4月より、従来毎月1回600点算定であったものが、月2回450点と実質的に大きく引き上げられ、さらに、麻薬管理指導加算として50点が新設され、病院薬剤師業務が評価された。

第26回通常代議員会開催

4月20日、東京渋谷・日本薬学会長井記念館長井記念ホールにおいて第26回通常代議員会を開催。定款施行細則を変更し、従来会費納入時期が一定しなかった会費納入について、納期を統一すること、可能な限り早期に納入することを目的に、9月末日をもってその年度の納期とし、7月末日までに納入した地方病薬に対しては地方交付金にさらに早期納入奨励金として2%を加算することに改めた。また、正・副会長選挙に際して、副会長に神奈川県病薬嶋田泰久氏の立候補があったが、嶋田氏は「他の立候補者のなかに所定の書式を使用せず自ら作成

した書式をもって届け出ているものがあり、この選挙は成立しないものとする。したがって所信表明は行わない」と発言があり、選挙管理委員で協議の結果、その発言をもって所信表明されたものと認めると説明があった。しかし、嶋田氏は「この件に関し、しかるべき手続きが為されたとは思えないのでこの選挙は無効である」と申し立て退席するという一幕があったが、選挙は滞りなく行われ、会長齋藤侑也氏、副会長中島新一郎氏、永田稔氏、吉野清高氏が再選された。

平成8年度第1回地方連絡協議会・第26回通常総会開催

6月14日、東京渋谷・日本薬学会長井記念館長井記念ホールにおいて平成8年度第1回地方連絡協議会を開催。平成9年度に施行される改正薬剤師法に伴う調剤時に行う薬剤師の情報提供義務に関して、病院薬剤師配置基準に関する問題、薬剤師養成教育改革に関する実務実習のあり方、日病薬政治連盟結成について協議が行われた。

同日、同会場において第26回通常総会を開催した。

日病薬主催による初の病院薬局協議会開催

日病薬は9月20日、宮城仙台・仙台市民会館において本会主催による初の病院薬局協議会を開催した。病院薬局協議会は大正6年(1917年)に、東京大学医学部附属病院薬局長・丹羽藤吉郎ほか3名によって、その前身である「全国官公立病院薬剤部長協議会」が招集されたことに始まり、大正9年からは、薬学会の主催となり福岡において第1回全国病院薬剤部長協議会が開催された。昭和50年からは現在の病院薬局協議会に名称を改めている。この病院薬局協議会は我が国の病院薬剤師の業務や設備等の向上のため調査研究を行い、その成果を報告して大いに貢献してきた。しかし、薬学会の方針により日本薬学会第116年会のプログラムから消えてしまった。

日病薬では、病院薬剤師業務の実践的研究の必要性から、また80年にも及ぶ伝統を受け継ぐことも含めて病院薬局協議会を再開し、主催することになったものである。以後は、日本病院薬学会(現日本医療薬学会)年会の開催に合わせて開催し、平成14年度からは日本医療薬学会との共催となった。

日病薬政治連盟の結成

10月1日、東京都選挙管理委員会に政治団体として日病薬連盟の設立を届け出て、10月2日許可を受けた。日病薬は、社団法人であり政治活動は制約されているが、昨今の情勢から病院薬剤師の主張や要望を実現されるためには政治力が不可欠であることから、「社団法人日本病院薬剤師会」とは別に政治団体として「日本病院薬剤師



連盟」を結成することになったものである。

日病薬顧問石井道子参議院議員 環境庁長官として入閣

日病薬石井道子後援会を設立して全面的に支援していた本会顧問石井道子参議院議員は平成7年7月に3期目の当選を果たしていたが、11月7日の第二次橋本内閣の組閣に際して国務大臣環境庁長官地球環境問題担当として入閣、薬剤師議員として初の大臣となった。石井道子長官は、自然科学を学問領域とする薬剤師としての特性を活かし、国民の健康を守るため核汚染防止対策、熱帯雨林の減少、オゾン層破壊問題、地球温暖化問題と山積している環境問題に取り組むことになった。

平成9年

平成8年度第2回地方連絡協議会開催

2月14日、東京渋谷・日本薬学会長井記念館長井記念ホールにおいて平成8年度第2回地方連絡協議会を開催。改正薬剤師法第25条の2「薬剤師の情報提供義務」の施行にあたって、どのような情報を提供しなければならないのかについて意見の交換があり、情報の提供のあり方については土屋文人薬剤業務委員会委員長から、重大な副作用回避のための情報集の編集発行について報告があった。さらに林昌洋医薬情報委員会委員長より説明が行われた。

病院の薬剤師員数算定基準に関する要望

9月10日、日病薬は日薬と帯同して、病院の薬剤師員数算定基準に関して病院薬剤師の業務の内容が大きく変化している実状から、入院患者数を算定基準に取り込んだものに見直すよう、厚生省健康政策局長に要望書を提出した。

■病院の薬剤師員数算定基準に関する要望■

平成9年9月10日

厚生省健康政策局
局長 谷修一殿

社団法人日本薬剤師会
会長 吉矢 佑
社団法人日本病院薬剤師会
会長 齋藤佑也

医療審議会基本問題検討委員会「今後の医療提供体制の在り方について（意見書）」の中の「人員配置の在り方」において、「病棟単位に薬剤師1人を配置するなど入院患者数等を考慮した基準に見直すことが適当である」との意見が提言されています。

病院薬剤師部門には、病棟業務とは別に、医師・看護婦に提供する適正使用に関する医薬品情報をはじめ、院内製剤・供給医薬品の品質管理などの中央的な業務を遂行するために薬剤師の配置が必須であり、その中央業務の維持なくては上記提言の目的とする患者に直接行う服薬指導や薬歴管理などの病棟

業務を行うことは出来ません。その結果、本年四月より施行された薬剤師法第二十五条の二による患者への情報提供義務規定、医療法改正案に記されている医療の担い手の一員としての患者への適切な説明努力をはじめとする医薬品適正使用の推進、および厚生省が展開しつつある薬剤師の病院実務研修・薬学生の実務実習の指導などを行うこともできません。それは、薬事法改正に伴う参議院附帯決議、薬剤師法および薬事法の改正、医薬品適正使用推進に関わる各委員会の意見に悖り、国民のための医薬品の適正使用推進が滞ります。

以上のことから、病院薬剤師の員数規定の設定に際して、必要にして十分な数の薬剤師を確保することができますよう、改めて格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【病院の薬剤師員数算定基準に関する考え方】

医療審議会基本問題検討委員会「今後の医療提供体制の在り方について（意見書）」の中の「人員配置の在り方」において、「病棟単位に薬剤師1人を配置するなど入院患者数等を考慮した基準に見直すことが適当である」との意見が提言されています。

これに基づき、厚生省健康政策局総務課においては、薬剤師数は医師数、看護婦数の算定方式である入院患者数と外来患者数を基本とする加算方式に倣い、その算出式は、入院患者数50に対して薬剤師1人の割合、外来処方せん枚数80枚に対して薬剤師1人の割合とを加算した数とするとの案が検討されていると仄聞いたしました。

しかしながら、入院患者数50に対して薬剤師1人では、医師・看護婦に提供している適正使用に関する医薬品情報をはじめ院内製剤・供給医薬品の品質管理などの中央的な業務を遂行できるに過ぎず、上記提言の目的とする患者に直接行う服薬指導や薬歴管理などの病棟業務を行うことができません。その結果、本年四月より施行された薬剤師法第二十五条の二による患者への情報提供義務規定、医療法改正案に記されている医療の担い手の一員としての患者への適切な説明努力規定をはじめとする医薬品適正使用の推進、および厚生省が展開しつつある薬剤師の病院実務研修・薬学生実務実習の指導などを行うこともできません。それは、薬事法改正に伴う参議院附帯決議、薬剤師法および薬事法の改正、医薬品適正使用推進に関わる各委員会の方針に悖り、国民のための医薬品の適正使用推進が滞ります。

以上のことから、省令上での病院薬剤師配置数の見直しに当たり、病院薬剤師に求められている上記の新たな義務、業務に対応できるように、特定機能病院に置くべき薬剤師の員数の算定法に倣い、改めて下記の通り算定法を設定することを要望致します。

記

薬剤師員数は、入院患者の数が35またはその端数を増すごとに1以上とし、入院及び外来処方せん枚数40またはその端数を増すごとに1とする。

以上

第27回通常代議員会開催

4月19日、東京渋谷・日本薬学会長井記念館長井記念ホールにおいて第27回通常代議員会を開催。冒頭の会長演述で齋藤侑也会長は、「会員数はこの1年間で約1,200名も増加し32,535名となり、これは病院診療所勤務薬剤師の74%にあたり組織率としても創設以来最高となった。その一方、薬剤管理指導業務として取り組んでいる病棟業務については、実施している施設は全国病院の30%に過ぎない、これを全病院で実施するまで広めることが我々の課題である」と述べた。また、齋藤会長は医療法の第三次改正に関して、「大筋としては、第一は患者への情報提供について、第二は高齢化社会の到来とともに療養型病床群を設けること、第三は地方医療支援病院制度を設けること、第四として救急医療の充実が基本となり、そのなかにおいて薬剤師の配置数に関して議論が進められるが、病院における薬剤師の役割の変化と医療経済の逼迫という実状のなかで激しい議論になるものと予想される」と述べている。

平成9年度第1回地方連絡協議会・第27回通常総会開催

6月13日、東京渋谷・日本薬学会長井記念館長井記念ホールにおいて平成9年度第1回地方連絡協議会を開催。平成8年度第2回地方連絡協議会において報告された改正薬剤師法第25条の2「薬剤師の情報提供義務」に伴う資料として「重大な副作用回避のための服薬指導情報集1」を発刊したこと、この第1集には130項目について記載し、初期症状については専門分野ごとに医師の意見を取り入れて完成度の高いものとしたこと、今後さらに第2集、第3集と継続して発刊する予定であるが、作業を効率化するため関東地区執筆委員24名に加えて関西地区の執筆委員15名を集めていることが報告された。

同日、同会場において第27回通常総会を開催。

薬剤師倫理規定の全面改訂

薬剤師倫理規定は昭和43年に制定されて以来約30年を経た。その間、薬剤師を取り巻く環境あるいは役割は大きく変化し、薬剤師は医療の担い手として期待されるようになった。その変化に対応するため、日薬では平成8年10月、薬剤師倫理規定策定等特別委員会（委員長：吉田俊相談役）を発足させ、倫理規定の見直しを検討してきた。特別委員会では昨年10月8日、改訂案を吉矢佑会長に答申した。その後10月24日の理事会においてその答申を承認し公布した。

今回の新倫理規定は前文と条文10条からなり、前文では薬剤師が医療の担い手の一員として国民の生命・健康の保持増進に寄与する責務を担っていることを謳っている。各条文にはタイトルをつけ、条文のもつ意義を明確にしている。特に第6条医薬品の安全性等の確保、第7条地域医療への貢献、

第10条品位・信用等の維持などが新たに加えられた。

この倫理規定は職域を超えて薬剤師として遵守すべきものであり、本会会員におかれてもこれを熟読玩味し、薬剤師としての倫理昂揚を図られることを期待して、その全文を掲載する。

平成10年3月

社団法人日本病院薬剤師会
会長 齋藤侑也

■薬剤師倫理規定■

社団法人日本薬剤師会
平成9年10月24日
理事会制定承認

前文

薬剤師は、国民の信託により、日本国憲法および法令に基づき、医療の担い手の一員として、人権の中で最も基本的な個人の生命・健康の保持増進に寄与する責務を担っている。

この責務の根底には生命への畏敬に発する倫理が存在するが、さらに、調剤をはじめ、医薬品の創製から供給、適正な使用に至るまで、確固たる薬の倫理が求められる。

薬剤師が人々の信頼に応え、医療の向上及び公共の福祉の増進に貢献し、薬剤師職能を全うするために、ここに薬剤師倫理規定を制定する。

(任務)

第1条 薬剤師は、個人の尊厳の保持と生命の尊重を旨とし、調剤をはじめ、医薬品の供給、その他薬事衛生をつかさどることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって人々の健康な生活の確保に努める。

(良心と自律)

第2条 薬剤師は、常に自らを律し、良心と愛情をもって職能の発揮に努める。

(法令等の遵守)

第3条 薬剤師は、薬剤師法、薬事法、医療法、健康保険法、その他関連法規に精通し、これら法令等を遵守する。

(生涯研鑽)

第4条 薬剤師は、生涯にわたり高い知識と技能の水準を維持するよう積極的に研鑽するとともに、先人の業績を顕彰し、後進の育成に努める。

(最善尽力義務)

第5条 薬剤師は、医療の担い手として、常に同僚及び他の医療関係者等と協力し、医療及び保健、福祉の向上に努め、患者の利益のため職能の最善を尽くす。

(医薬品の安全性等の確保)

第6条 薬剤師は、常に医薬品の品質、有効性及び安全性の確保に努める。また医薬品が適正に使用されるよう、調剤及び医薬品の供給に当たり患者等に



十分な説明を行う。

(地域医療への貢献)

第7条 薬剤師は、地域医療向上のための施策について、常に率先してその推進に努める。

(職能間の協調)

第8条 薬剤師は、広範にわたる薬剤師職能間の相互協調に努めるとともに、他の関係職能をもつ人々と協力して社会に貢献する。

(秘密の保持)

第9条 薬剤師は、職務上知り得た患者等の秘密を、正当な理由なく漏らさない。

(品位・信用等の維持)

第10条 薬剤師は、その職務遂行にあたって、品位と信用を損なう行為、信義にもとる行為及び医薬品の誤用を招き濫用を助長する行為をしない。

以上

激動期

病院における薬剤師の人員配置数に関しては、昭和23年に定められた医療法施行規則第19条の3に、「調剤数80又はその端数を増すごとに1」とすると定められて以来、50数年を経て病院薬剤師の業務内容の変化に伴い、現状と合わなくなっていた。日病薬は、当時、厚生省医療審議会において審議されている医療提供体制の見直しにあたり、先に定められた特定機能病院の薬剤師配置基準に倣って、入院患者を算定対象とした基準とするよう要望していた。算定方式についても特定機能病院に準じて、一般病院においても入院患者35名に1および処方せん40枚に1のand/or方式を要望した。しかし、当局との折衝の段階で周囲の情勢から、その案は40名に1から、さらに50名に1と修正せざるを得ない状況であった。特に病院経営者団体は、「日病薬が要望している配置基準案は、現在の医療経営の実状を無視したものであり到底受け入れられない」として、「入院患者100名に薬剤師1」を主張し、医療審における審議は直接関係する当事者による薬剤師人員配置小委員会に引き継がれた。小委員会は、そのほとんどが病院経営者団体代表で構成されており、薬剤師側委員は日薬代表が1名のみという偏った編成であった。薬剤師側の主張は病院経営者側の主張に圧され、結局、厚生省健康政策局による妥協案の70名に1という基準が小委員会の結論として、医療審本会議に提出された。日病薬内部では、交渉の経緯および小委員会の結論等を理事会に諮らずに受け入れたことに対する不満から、臨時代議員会の開催を要求し、その代議員会で会長不信任案が可決され北澤式文会長は辞任するという事態となった。

平成10年

平成9年度第2回地方連絡協議会開催

2月13日、東京渋谷・日本薬学会長井記念館長井記念ホールにおいて平成9年度第2回地方連絡協議会を開催。提案議題I「薬学部六年制教育問題の現況についての日病薬の見解」、II「医療機関における治験薬の取り扱い並びに薬剤部での関わり方」、III「医薬品回収等の通知日の繰り上げについて」の3議題について協議が行われた。

議題Iについては、薬学教育六年制に関しては決して立ち消えになったわけではなく、薬学教育協議会の「薬学部学生の長期病院薬局実務実習受入に関する専門委員会」等の設置も薬学教育改革を目的としたものであり、文部省、厚生省、日薬、日病薬の四者協議も継続して行われており、現在、薬学生実務実習の1ヵ月間受け入れ

体制づくりを行っていること。議題IIについては、新GCPが平成10年4月から実施されるにあたり、治験薬の管理は当然薬剤師が行うものとして取り組んでほしい、またCRCの養成についても検討をはじめていること。議題IIIについては、PL法が施行されてから医薬品等の回収が増加している。ところが回収の発表が金曜日に行われることが多く対応が遅れてしまう。せめて木曜日に発表されれば対応できるが、という提案に関して調査の結果、直近の回収事例については月曜日発表33%、水・木曜日発表が44%という実状であり金曜日が多いという指摘は必ずしも当てはまらないようであるが、できるだけ週末の発表は避けるよう申し入れることになった。